

改正 2015年2月26日
2021年10月14日

2017年1月19日

(定義)

第1条 本学リエゾンオフィスにおける学術指導（本学リエゾンオフィスが学外から委託を受けて、教育、研究及び学術上の専門知識に基づき本学教員が指導役として助言等を行うことにより、第2条に定める委託者の業務又は活動を支援するもので、これに要する学術指導経費を委託者が負担するものをいう。）（以下「学術指導」という。）の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(申請手続き)

第2条 本学に学術指導を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、本学所定の様式による申請書をリエゾンオフィス所長（以下「所長」という。）に提出する。

(契約手続き)

第3条 所長は、学術指導の受入れが教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと判断した場合、その申請を認めて学術指導を決定し、委託者との間に学術指導契約（以下「契約」という。）を締結しなければならない。また、所長は、学長及び研究者の所属長に報告する。

(例外規定)

第4条 学術指導について、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受け入れることができない。ただし、各省庁、公的研究機関等からの委託で、やむを得ない事由が認められるときは、この限りではない。

- (1) 学術指導について、委託者が一方的に中止することができることになっているもの
- (2) 本学所有の産業財産権を無償で使用させることになっているもの
- (3) 学術指導に要する学術指導経費により取得した設備等を返還することになっているもの
- (4) やむを得ない事由により学術指導を中止し、又はその期間を延長する場合において、そのため生じた損害を委託者に賠償することになっているもの

(学術指導経費の取扱いについて)

第5条 契約が締結されたとき、委託者は所要の学術指導経費を契約に定める期間内（以下「指定期間内」という。）に納付しなければならない。

- 2 学術指導は、原則として本学が委託者からの入金を確認した後とする。指定期間内に学術指導経費が納入されないときは、所長は学術指導の決定を取消することがある。ただし、公的研究資金で特段の定めがある場合等においてはその限りでない。
- 3 一旦納入した学術指導経費は原則として、これを返還しない。ただし、天災、その他やむを得ない事由によって学術指導ができない場合には、両者協議の上、その全部又は一部を委託者に返還することができる。
- 4 納付された学術指導経費については、研究費等の管理に関する取扱要領に準拠して執行するものとする。

(学術指導者)

第6条 学術指導の遂行に責任を持つ研究者として学術指導者をおく。

- 2 本学における学術指導者は、専任教員とする。
- 3 学術指導者は、契約に定められた事項に基づき、誠実に学術指導を遂行しなければならない。

(公表)

第7条 学術指導者は学術指導に関する内容について一般に公表する必要がある場合は、所長の承認を受けてこれを公表することができる。

(学術指導完了に関する報告)

第8条 学術指導者は、当該学術指導が完了したときは、その旨を所長に報告するものとする。

(利益相反)

第9条 学術指導者は、利益相反の問題に関し「同志社大学利益相反マネジメントポリシー」、「利益相反マネジメントの手続きに関する内規」、関連規定等に従って、その防止に努め、透明性を確保し、社会的説明責任を果たさなければならない。

(事務)

第10条 この要綱に関する事務は、研究開発推進機構研究開発推進課が取り扱う。

(改廃)

第11条 この要綱の改廃は、研究主任会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この要綱は、2021年12月1日から施行する。